

平成 29 年 1 月 28 日

全組合員の皆様へ

ウラベ健康保険組合
理事長 ト部 典昌

中国四国厚生局の定例の指導監査報告

平成 29 年 1 月 4 日、中国四国厚生局の定例の指導監査についてご報告しました。

主な指導事項の適用業務、給付業務の受払簿の整備、組合の規程等の更新において不備を指導されました。この件について報告いたします。

具体的には、健康保険被保険者証の受払簿や現金給付申請書の受付簿の未整備です。組合会会議規則が旧いままになっている。会計事務取扱規程に契約の条項がない。財産管理規程の減価償却の計算式が修正されていない等です。主な変更点は下記のとおりです。

昨日開催された理事会で常務理事から報告があり全理事が状況を把握し、引き続き組合会において出席者全員で審議のうえ改善案を議決しました。

記

組合会会議規則

新	旧
第 2 章 読会 (削除)	第 2 章 読会 (抜粋) <u>第 7 条 議案は三読会を経て確定する。ただし、議長は、会議にはかり第二読会又は第三読会を省略することができる。</u>

会計事務取扱規程

新	旧
第 4 章 契約 (抜粋) (新設) <u>第 17 条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。</u>	

財産管理規程

新	旧
第 6 章 減価償却 (抜粋) (準備金である建物の減価償却) 第 22 条 <u>準備金を規約第 5 1 条第 10 号の規定に基づき建物で保有するときは毎年度末定額法により減価償却を行うものとする。この場合における減価償却額の計算は次の算式によることとし、耐用年数経過時点に 1 円まで償却することとする。</u> <u>減価償却額 = 取得価額 ÷ 耐用年数</u>	第 6 章 減価償却 (抜粋) (準備金である建物の減価償却) 第 24 条 <u>準備金を規約第 5 1 条第 10 号の規定に基づき建物で保有するときは毎年度末に運営基準で定める定額法により残存価額が零になるまで 減価償却を行うものとする。</u>

以上